

平成 30 年 2 月 16 日

「消費者志向経営優良事例表彰」の開始について

消費者庁では、事業者による消費者を重視した事業活動、「消費者志向経営」の推進のため、事業者団体、消費者団体と連携し、事業者による「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」の普及を図っております。

この取組の普及の一環として、消費者庁は、平成 30 年度に「消費者志向経営優良事例表彰」を開始します（別紙参照）。

【本件に関する問合せ先】

消費者庁 消費者調査課

担 当 : 坂下、木股、尾高

電 話 : 03-3507-9177

F A X : 03-3507-9286

消費者志向経営優良事例表彰（予定）

1 表彰の目的

- 消費者志向自主宣言を公表し、宣言に基づいて、事業者が行っている優れた取組を表彰し、もって消費者志向経営の推進に資すること

2 表彰の対象

- 消費者志向自主宣言を公表し、かつ、フォローアップ結果を公表している事業者の取組のうち、優れた取組
（※表彰事業に応募した事業者の取組が対象）

3 表彰の種類

- 内閣府特命担当大臣表彰 等

4 選考の方法

- ① 消費者志向経営に見識のある有識者による選考委員会を設置の上、意見を聴いて選考
 - ② 選考のポイント
 - ・ 公表されたフォローアップ結果を中心に選考
 - ・ 「消費者志向経営の取組の柱」の6項目について、取組が優れていること
- ※ ①経営トップのコミットメント、②コーポレートガバナンスの確保、③従業員の積極的活動（企業風土や従業員の意識の醸成）、④事業関連部門と品消法関連部門の有機的な連携、⑤消費者への情報提供の充実・双方向の情報交換、⑥消費者・社会の要望を踏まえた改善・開発
- ※ 6項目全てを満たしている必要はなし

5 表彰のスケジュール

- 応募期間 : 平成30年4月から7月頃まで
(表彰事業に応募した事業者には、必要に応じて、選考においてヒアリング等の対応をお願いする場合があります。)
- 公表・表彰 : 平成30年秋頃

6 今後の予定

- 平成30年3月をめぐりに詳細をお知らせ